

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 軽自動車税種別割において新たな税率区分を設けることに伴い、原動機付自転車等の標識に係る様式等を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(財政局税務部管理課)